

学生海外調査研究	
近代朝鮮の女性教育に関する資料調査—女子高等普通学校の記録を中心に	
金 夏娟	比較社会文化学専攻
期間	2010 年 11 月 17 日～2010 年 11 月 30 日
場所	韓国（ソウル・釜山）
施設	淑明女子大学図書館、梨花女子大学図書館、国会図書館、日新女学校記念館など

内容報告

1. 調査の目的

今回の調査は、近代朝鮮における女性の中等教育の場であった「女子高等普通学校」の歴史を辿り、当時の女性教育の状況と教育内容、そして女学校卒業後の社会進出などに関する資料を調査することを目的とする。

近代化とともに女性教育機関が設立され、それまで男性に限られていた教育の機会が、女性にも与えられるようになった。近代女性教育は、男性中心社会の差別的性規範とそれを基盤とする政府の教育政策から自由ではなかったが、男女間の接触を禁止し、女性の外出を制限する「内外法」が存在していた時代に、女性が家の外に出て教育を受けることができたその意味は大きい。『淑明 70 年史』（1976）をみると、女性の外出が徐々に自由になるのは 1900 年代に入ってからで、1907 年からは家から毎日通学する学生も現れたとの記録がある。

女学生たちは、学校卒業後には上級学校への進学や海外留学、または職業を持ち社会へと進出しており、それらのことから、当時の学校が女性リーダーを創出する重要な場であったことは確かである。そのような女性教育機関の歴史は、現在に至るまで韓国の各女子大学、女子高校に繋がっている。

しかし、その記録は日本で閲覧することが困難であり、そして同じ学校の資料であっても発行年代により、掲載されている資料の分量と内容に違いがある場合があるので、現地にて各記録を直接に確かめる必要があった。そこで、今回の調査では、各施設ならびに必要に応じて当該女子普通学校の図書館を訪問し、各学校の歴史、同窓会誌、卒業生による回顧録などを調査した。

資料収集の対象においては、限られた調査時間のため、近代朝鮮で最初に女学校が設立された 1886 年から、植民地となった後朝鮮総督府により第 2 次教育令が發布された 1920 年代までに限定した。貞信女

学校（1887、ソウル）や 順成女学校（1899、ソウル）、崇義女学校（1903、平壤）、進誠女学校（1904、元山）など、初期女性教育の歴史のなかで重要な位置を占める学校が多数あったが、今回の調査では、所在地を韓国内に限定したうえ、女子高等普通学校を中心に行った。

調査の対象とした重要女学校及び植民地時代の女子高等普通学校の設立状況は次のようである。

「私立」

- ・梨花学堂（1886、ソウル）→ 梨花女高普（1918）
- ・日新女学校（1895、釜山）→ 東萊日新女高普（1925、高等科のみ東 萊に移転）
- ・培花学堂（1898、ソウル）→ 培花女高普（1925）
- ・好壽敦女学校（1899、開城）→ 好壽敦女高普（1918、韓国戦争後大田に移転）
- ・明新女学校（1906、ソウル）→ 淑明女高普（1911）
- ・進明女学校（1906、ソウル）→ 進明女高普（1912）

「官公立」

- ・漢城高等女学校（1908、ソウル）→ 京城女高普（1911）
- ・全州女高普（1926、全州）
- ・大邱女高普（1926、大邱）
- ・釜山女高普（1927、釜山）

2. 研究テーマとの関連性

学位論文では、日韓の近代女性作家の作品分析を通して、時代や制度に対する問題意識を持ち、社会秩序に向かって戦う近代女性知識人像について考察したいと考えている。

その前段階として、当時の女性教育の状況を把握する必要がある。日本と朝鮮の近代女性教育の状況について比較・検討することにより、女性知識人に向けられた眼差しの変貌を明らかにする一方、近代的な自己発展のための肯定的な側面と、国家政策による抑圧の問題という、教育のもつ両面性について

も考察する必要があると考えられる。

日韓両国の近代化していく過程において、女性問題は重要な位置を占める。この問題について考える際に、とりわけ強調したいのが女性教育の問題である。女性作家たちは小説で教育の重要性をとらえており、近代的な自己発展のためには教育が必要であることを明らかにしている。教育とは、個人として認められなかった女性が、一人の主体的な人間として生きることを可能にする通路でもあった。しかし、そのような肯定的な面がある一方、国家から強要される女性教育の側面も無視することはできない。そこで、今回の調査では、近代朝鮮の女子高等普通学校に関する記録を検討し、女性たちがどのような状況の中で、どのような教育を受けていたのかを調べた。そして、女学生たちの卒業後の進路に関する資料を集める一方、朝鮮総督府の教育政策についても考察することをこころみた。具体的には、朝鮮の近代女性教育の歴史、女性教育政策、各学校の学制、学校卒業生の社会進出状況などを中心に調査したが、ここでは1920年代までの女性教育をめぐる状況と、その女性教育の中心にあった「女子高等普通学校」に関する政策について簡略に述べたいと考える。

3. 近代朝鮮における女性教育と「女子高等普通学校」

韓国の女学校教育の歴史は1880年代から始まっている。しかし女性の中等教育が制度的に定着して、女学生の数が増え始めるのは、1920年代の半ばに入ってからとみられる。

それ以前までの女学校の設立は、国ではなく、民間による女性教育運動と、アメリカの宣教師たちによって行われていた。

1886年梨花学堂が設立されて以来、1900年代までに十数校を超える基督教系女学校と、民間の私立女学校が設立された。1900年代の大韓帝国政府は、女性中等教育機関の設立に消極的だったため、1908年によく「高等女学校令」により最初の官公立女学校である漢城高等女学校が設立された。ところが、植民地となった後には、日本帝国が民間の学校を「各種学校」と規定し、卒業生の学歴と資格を公式的に認めなかったため、私学は大きく衰退した。1911年、「第1次朝鮮教育令」により教育制度が整備され、女性中等教育期間の設立も制限的に認められることになったが、朝鮮総督府は、高普増設の要求を抑圧し、教育の機会を縮小したうえ、朝鮮の歴史や地理などの教科の代わりに、日本語の教育を強化した。1922年「第2次朝鮮教育令」をきっかけに教科は調節されるが、高普増設は、事実上「一道一校」の原則によって、私立学校の設立を抑制し、官公立中心の高普体制を設立する過程によって行われた。

女子高等普通学校は、1925年まで公立は当時のソウルである京城と平壤の二ヶ所のみであった。日本帝国が認めた公式的な女性中等教育機関は、1910年

代に女子高等普通学校に改編した8校の私立女学校と2校の公立女高普が全部で、男子高普が一道に一校ずつ全部設立された後の1926年から公立女高普が各地に増設されはじめた。

それでは女学校と女子高等普通学校をめぐる教育政策についてみてみよう。

3.1 「高等女学校令」

「高等女学校令」は1908年4月2日勅令第22号として発表されたもので、新教育が導入されて以来初めて制定された、女性教育に関する法令である。官公立と私立の区別と、高等女学校の編成と授業の年限、学令などが規定されている。

基督教によって設立された初期の女学校は、男女平等主義による西洋式の教育をモデルにしていたが、それに対して「高等女学校令」の教育精神は、日本の良妻賢母主義をモデルにしたものであった。この「高等女学校令」は、「女子に必須な高等普通教育」を教えることを目的としていたが、それは女性が家庭のなかで、母として模範的な家庭教育をすることができるようになるためであった。この法令を契機として、同年最初の官公立女学校である漢城高等女学校が設立された。

そしてその施行の細部が記載された「高等女学校令施行規則」(学部令第9号)では、授業年限及び休業日、学科課程、授業時間、成績、卒業、定員、賞罰、職員など、学校運営と教育課程が細かく規定されている。その内容の一部を紹介すると次のようである。

- ・授業年限は3年以内とする。
- ・1学級の人数は50人以下とする。
- ・教科書を定める時は、学校長が学年初から2ヶ月前に学部大臣の認可を受けなければならない。
- ・学科目には修身(道徳倫理)、国語、漢文、日本語、歴史、地理、算術、理科、図画、家事、手芸、音楽、体操などが含まれる。
- ・学年は4月1日を始めとし、翌年3月31日までとする。
- ・学期は3学期にする。
- ・授業日数は毎学年200日以上とする。

3.2 「第1次朝鮮教育令」と「女子高等普通学校規則」

3.2.1 「第一次朝鮮教育令」

日本帝国により植民地とされた後、朝鮮総督府は朝鮮に滞在している日本人の教育のための学制とは異なる、朝鮮人だけに適用される差別的な学制を公表した。1911年8月22日に勅令第229号に公布され、同年11月1日から施行された「第1次朝鮮教育令」がそれである。日本人のための学制と比較してみると、教育年限が初等課程では2年、中等課程では1年少ない。

この朝鮮教育令の中で、女子高等普通学校と関連

している条項は第 15 条から第 19 条までである。大韓帝国時代の「高等女学校令」と比べると、「高等女学校」が「女子高等普通学校」と名称が変わり、教育の目的に「国民たる性格を陶冶する」という内容が添加されている。第 15 条には、女子高等普通学校の目的として「女子に高等の普通教育をする」とともに、「女性の婦徳を養い、国民たる性格を陶冶し、その生活に有用な知識機能を教える」と明示されているのである。

3.2.2 「女子高等普通学校規則」

『淑明 90 年』(1996) を参照すると、この朝鮮教育令と、朝鮮総督府令第 112 号として発表された「女子高等普通学校規」により、1911 年 11 月 1 日から私立淑明高等女学校は私立淑明女子高等普通学校に改称され、芸科は 4 年制の淑明普通学校に改編、併設された。

「女子高等普通学校規則」は大韓帝国末期の「高等女学校令施行規則」と比べ、学級定員(50 人)、学年(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)、学期(3 学期)、年間授業日数(200 日)などは同じだが、教科に一部変更があり、校則と課程が添加されている。次の表は 1911 年当時の女子高等普通学校の教科課程と週間授業表である。

「表 1」女子高等普通学校教科課程及び毎週教授授業時数表(1911-1921)

과목 교과목	과정 시수	제 1 학 년	제 2 학 년	제 3 학 년
		과 정	과 정	과 정
修 身	1	修身의 要旨	1 左 同	2 左 同
國語 (日語)	6	讀方, 解釋, 會話, 書取, 作文	6 左 同	6 左 同
朝鮮語 及 漢文	2	讀方, 解釋, 書取, 作文	2 左 同	2 左 同
歷 史		本邦 歷史	1 左 同	
地 理	2	本邦 地理		2 本邦에 관계 있는 外國地理
算 術	2	整數, 小數	2 諸等數, 分數, 珠算	2 比例, 步算算, 求積, 珠算
理 科	2	植 物	4 動物, 衛生, 人體生理	4 物理 及 化學(礦物을 含)
家 事			養老, 衣食住	育兒 看護, 割, 烹 等
習 字	2	楷書, 行書	1 左 同	
圖 畫	1	自 在 畫	1 左 同	1 左 同
裁縫 及 手藝	10	運針法, 普通衣類의 縫法, 裁法, 繡法, 編物, 造花, 刺繡	10 左 同	10 左同, 재봉 기계 사용법 조사, 염직

資料：『淑明 90 年史』(1996)

外見上には教科目に大韓帝国の時とあまり違いがないようにみえるが、内容では大きな変化があった。国権の喪失とともに、日本語が「国語」になっており、歴史と地理も「本邦」、つまり日本のものを学ぶ

ことになったのである。そして、全ての科目の授業用語が日本語に変わった。

3.3 「第 2 次朝鮮教育令」と「女子高等普通学校規定」

3.3.1 「第 2 次朝鮮教育令」

日本帝国による抑圧に対抗して行われた 3・1 独立運動以来、朝鮮総督府はいわゆる「文化政治」を標榜した。その一環として、教育分野においても措置が行われており、それによって 1919 年 12 月高等普通学校と女子高等普通学校の規則が改定され、教科の一部が変更された。そのなか、女子高等普通学校では、従来にはなかった外国語の科目、つまり「英語」を随意科目に指定し、その代わりに実業科目の「裁縫及び手芸」の時間を減らすことができるようになった。そして「算術」という名称を「数学」に変更し、教育レベルが高くなった。

朝鮮総督府は、このような措置のうえ、学制の改革をもたらすため、1921 年 1 月朝鮮教育調査委員会を設置し、朝鮮総督府の試案を審議させた。この委員会の決議をもとにして制定されたのが、1922 年 2 月 4 日公布され、4 月 1 日から施行された第 2 次朝鮮教育令である。

新しく制定された教育制度の特徴は次のようである。まず、普通学校の授業年限を 4 年から 6 年に、高等学校は 4 年から 5 年に、女子高等普通学校は 3 年から 4 年に延長し、日本の小学校、中学校、高等女学校の授業年限及び学課課程と同一とした。それまでは教育年限が足りないため、日本に留学しても、もう 1 年学校に通わなければならなかった不便があったが、授業年限の延長により、直接に上級学校に進学する資格を持つことができた。そして、新しく大学に関する規定が置かれ、また師範学校の教育も認められるようになった。

3.3.2 「女子高等普通学校規定」

1922 年 2 月 17 日、朝鮮総督府令第 14 号として発表された「女子高等普通学校規定」のなかで学科目に関する項目をみると、「朝鮮語及び漢文」から「朝鮮語」が分離され、正規の必須科目として独立しており、その一方、「漢文」は加設科目(選択科目)になっている。そして選択科目として認められた英語が正規の必須科目、または必須選択科目として格上げされた。一方、「裁縫及び手芸」はそれぞれ裁縫と手芸と分離され、手芸は選択科目となった。他にも「教育」、「法制及び経済及び実業」なども選択科目にすることができるようになるなど、学科目を選択する学校の裁量の範囲が広まった。

それにより、授業時間の変化が起きており、1911 年に全体授業時間のなかで 30%を上回る高い割合を占めていた裁縫科目は、1922 年には 10%台に大きく減少した。一方、1911 年には設置されなかった外国語科目は 1922 年には全体の 10%までとなっている。

教育の程度も日本人学生が通う「高等女学校」と

同じレベルまで高くなっており、従来の女子高等普通学校は、普通学校4年卒業生を受け入れ、3年の過程を教育していたが、新教育令により、普通学校6年卒業生を入学させ、4年の過程を教育させるようになった。

この第2次朝鮮教育令と女子高等普通学校規定は、戦時体制の強化と「内鮮一体」といった同和政策のもとで改正された、第3次朝鮮教育令（1938年3月3日～1943年4月1日）が公布されるまで続いた。

4. 近代朝鮮の女性リーダーと「女子高等普通学校」

近代女性教育の歴史を辿ってみると、女性の教育機会拡張を主張する側と、それを抑圧しようとする男性中心社会との間で、葛藤が続いていることがわかる。女性が良妻賢母として家庭で必要とされる教育を受ける以外に、学問を学ぶことは極めて困難なことであった。植民地時代末期まで、一般のほとんどの女性には教育の機会が与えられなかったため、女子高等普通学校は、極めて限定された学生たちのみ進学する教育機関であった。

しかし、差別的な性規範と消極的な女性教育政策にもかかわらず、中等教育を受ける女学生の数は1920年代以後徐々に増加しており、1915年378名だった女子高等普通学校の学生数は、1920年709名、1925年2022名、1930年4554名と増加した。

次は1925年3月雑誌『新女性』に「女学校卒業生の総数とその希望別目標」というタイトルで掲載された、当時の京城にあった女子高等普通学校の卒業生の進路希望をまとめたものである。（「表2」）

当時の女性高等普通学校の学生総数が少ないことを勘案しても、卒業生の多くが上級学校への進学や海外留学を希望しており、また教師になるなど社会に進出していることの意味は大きいと考える。女子高等普通学校は、女性教育の中心的な場として、女性リーダーを創出するための大きな役割を果たして

いたのである。

5. 今後の課題

今回の資料調査において、近代朝鮮の女子高等普通学校の状況と女性教育政策に関する資料を入手することができた。今後は、今回には資料収集に至らなかった1930年代以後の女子高等普通学校の資料も研究の視野に入れることにより、女子高等普通学校の教育が時代によってどのように変貌していくのかについて検討したいと考える。

そして、今回は教育政策と学制、学生の学校生活の記録に焦点を当てたため、女性教育において重要な役割を果たしていた女性教師の記録にまでは手が届かなかった。特に、当時多くの日本人教師が朝鮮で働いており、学生たちに多くの影響を及ぼしていたと考えるが、その資料収集までにはいたらなかった。今後の課題として、近代朝鮮の女性教育の場で、日本と朝鮮の女性教師がどのような役割を果たしていたかについて考察したいと考える。

参考文献

- 淑明女子大学校（1956）『淑明50年史』
 淑明女子中高等学校（1976）『淑明70年史』
 慶南女子高等学校（1987）『慶南女高60年史』
 梨花女子大学校（1994）『梨花100年史』
 淑明女子中高等学校（1996）『淑明90年史』
 京畿女子高等学校同窓会（1998）『京畿女高90年』
 慶北女子高等学校（1999）『慶北女高70年史』
 全州女子高等学校同窓会（2006）『全州女子高等学校80年史』
 慶南女子高等学校同窓会（2007）『慶南女高80年史』
 淑明女子大学校（2008）『淑明100年』

きむ はよん／お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 比較社会文化学専攻

「表2」女学校卒業生総数とその希望別目標

校名	卒業生総数			希望別目標				
	1925年	1924年	前年と比較	上級学校	外国留学	教師	家庭、その他	計
進明女高普	28	14	増 14	15	日本 5	7	1	28
培花高等科	17	29	減 12	6	—	5	6	17
淑明女高普	38	38	—	15	日本 19	—	4	38
京城女高普	102	72	増 30	12	日本 5	81	4	102
梨花女高普	39	30	増 9	36	日本 3	—	—	39
貞信女高普	27	15	増 12	10	日本 2	6	9	27
同徳高等科	14	24	減 10	10	—	—	4	14

「学生海外派遣」プログラム

計	265	222	増 43	104	34	99	28	265
---	-----	-----	------	-----	----	----	----	-----

資料：『新女性』（1925・3）